

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会  
役員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人 宮古市社会福祉協議会

## 社会福祉法人宮古市社会福祉協議会役員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮古市社会福祉協議会（以下「法人」という。）が定款の定めに従って、法人役員等に対する報酬、旅費及び費用弁償に関する事項について定める。

### (報酬)

第2条 法人役員等には、職務執行の対価として、別表のとおり報酬を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている者及び宮古市職員又はこれに準じる者に対しては、報酬は支給しない。

2 常務理事については、勤務形態に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (旅費及び費用弁償)

第3条 法人役員が会務のため旅行した場合は、法人事務局職員の旅費規程に定める旅費と同等の旅費を支給する。ただし、特別の理由により、これによりがたい場合は、会長がその都度定める。

第4条 法人役員以外のものが会務のため旅行する場合には、会長がその都度定める。

第5条 法人理事会、評議員会、委員会等の出席者及び決裁等の会務に対して費用弁償を行う。

2 上記の費用弁償の額は、法人事務局職員の給与規程（以下「給与規程」という。）に定める交通用具による交通費と同等の交通費を支給する。ただし、特別の理由により、これによりがたい場合は、会長がその都度定める。

### (報酬の支給方法)

第6条 法人役員等の報酬は、年4回（7月、10月、1月、4月）現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

### (報酬の計算方法)

第7条 新たに常務理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常務理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、給与規程に定める日割計算及び端数処理によって計算する。

(退職功労者)

第8条 法人役員が退任し又は在職中死亡した場合には、理事会の議決を経て、記念品又は慶弔金を支給することができる。ただし、社会一般的にみて相当な金額以内のものについては、会長がその都度定めることができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月25日から施行する。

別表（第2条関係）

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会役員等報酬支給額等について

区分	報酬額		費用弁償	摘要	
会長	日額	4,000円	法人事務局職員の給与規程に定める交通用具による交通費相当額	出席報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事会</li> <li>・ 評議員会</li> <li>・ 三役会議</li> <li>・ 委員会</li> <li>・ 決裁等の会務</li> </ul>
副会長	日額	3,500円			
常務理事	月額	200,000円		出勤報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月20日以上の出勤を原則（関係機関・団体等の諸会議及び行事への出席を含む）。</li> </ul>
理事	日額	3,500円		出席報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事会</li> <li>・ 委員会</li> </ul>
監事	日額	3,500円		出席報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査</li> <li>・ 理事会</li> <li>・ 評議員会</li> </ul>
評議員	日額	3,000円		出席報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評議員会</li> <li>・ 委員会</li> </ul>